

スポーツ団体に対する補助金について

1 補助内容

補助金名	青森市体育・スポーツ競技団体育成強化事業補助金
補助内容	<p>一般財団法人青森市スポーツ協会の行う青森市体育・スポーツ競技団体育成強化事業に要する以下の経費</p> <p>(1) 市町村対抗青森県民体育大会における選手派遣に要する経費のうち、旅費、参加料、及び事務費</p> <p>(2) 市町村対抗青森県民体育大会における選手強化に要する経費のうち、強化費及び事務費</p> <p>(3) 青函対抗総合体育大会における選手派遣・開催に要する経費のうち、旅費、負担金及び事務費</p> <p>(4) 国民体育大会における選手派遣に要する経費のうち、旅費及び事務費</p> <p>(5) 当該協会の事務所の管理運営に要する経費及び事務局職員の人件費</p>

2 交付団体の情報

団体名	一般財団法人青森市スポーツ協会	設立年	平成5年(H25～一財)
設立目的	青森市における体育団体及びスポーツ愛好者相互の緊密な連絡協調を図るとともに、これを育成し、市民の体力の向上とスポーツ精神の涵養を図り、もって体育・スポーツの健全な普及発達に寄与すること。		
事業内容	<p>上記の目的の達成のため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 加盟団体及びスポーツ愛好者団体の強化発展と連絡協調及びこれらが主催する行事の奨励</p> <p>(2) 体育・スポーツに関する外部団体との連絡提携</p> <p>(3) 体育・スポーツに関する全市的競技会若しくは大会の実施又は援助</p> <p>(4) 体育・スポーツに関する資料の収集及び研究調査</p> <p>(5) 体育・スポーツに関して、青森市、その他の機関の対策に対しての助言及び協力</p> <p>(6) 体育・スポーツに関する各種大会の開催及び大会への役員、競技者の派遣</p> <p>(7) 体育・スポーツの宣伝啓発</p> <p>(8) 体育・スポーツに関する指導者の養成</p> <p>(9) その他、この法人の目的達成に必要な事業</p>		

3 補助金交付状況

平成30年度(実績)	令和元年度(実績)	令和2年度(予算)	令和3年度(予算案)
7,317,539円	4,673,489円	8,844,299円	8,844,299円

スポーツ団体に対する補助金について

1 補助内容

補助金名	青森市スポーツ少年団競技大会支援事業補助金
補助内容	青森市スポーツ少年団の行う青森市スポーツ少年団競技大会支援事業に要する以下の経費のうち、入場料、参加料等収入を除いた経費（ただし、食糧費及び一般食糧費は除く。） (1) 軟式野球競技交歓大会に要する経費 (2) ミニバスケットボール大会に要する経費 (3) U-12サッカー大会に要する経費 (4) 青森県スポーツ少年団フェスティバル剣道競技会に要する経費

2 交付団体の情報

団体名	青森市スポーツ少年団	設立年	昭和41年
設立目的	スポーツによる青少年の健全育成を願い創設されたスポーツ少年団の存続の意義及び育成の理念のもとに、単位スポーツ少年団（以下「団」という。）の育成と組織の拡充及び団活動の活性化を推し進めること。		
事業内容	上記の目的の達成のため、次の事業を行う。 (1) 新規スポーツ少年団と母集団の結成推進及び育成研修 (2) 団の指導者及びリーダーの養成と組織化 (3) 団の交流大会、交流事業及び体力テストなどの開催 (4) 団の広報、情報活動及び財政の確立 (5) 団が活動するための施設の斡旋及び提供 (6) 日本スポーツ少年団への登録に係る事務 (7) その他本団の目的を達成するために必要な事業		

3 補助金交付状況

平成30年度（実績）	令和元年度（実績）	令和2年度（予算）	令和3年度（予算案）
323,000円	120,000円	369,000円	379,000円

(意見を求める理由)

スポーツ基本法第35条の規定に基づき、社会教育関係団体であるスポーツ団体に対して交付を予定している補助金について、あらかじめ意見を求めるものです。

なお、この意見聴取は、社会教育法第12条の趣旨を踏まえ、補助金制度の枠組みや内容に関して行うものであり、補助金額や支出内容についての審査を行う、いわゆる会計監査的なものではありません。

(参照条文)

■スポーツ基本法（平成23年8月24日施行）

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

■社会教育法（昭和24年法律第207号）

(国及び地方公共団体との関係)

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。